

浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例

平成 20 年 6 月 12 日

浜松市条例第 50 号

改正 平成 23 年 10 月 20 日 浜松市条例第 58 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市政に係る重要な計画の策定、変更又は廃止について議会の議決又は議会への報告を義務付けること等により、市政の計画の段階における議会の監視機能を高めるとともに、当該計画の策定段階から広く市民の意見を反映するため議会が積極的な役割を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市政に係る重要な計画 基本構想、基本計画、実施計画及び市の基本的な施策に関する計画等をいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、市政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき市又は区の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実施に関して定める計画をいう。
- (5) 市の基本的な施策に関する計画等 市の基本的な施策に関する計画又は指針のうち、計画又は指針の策定又は変更に当たり、当該計画又は指針についてあらかじめ案を公表し、市民等から意見を募集するものをいう。ただし、前 3 号に該当するものを除く。

(議会の議決)

第 3 条 市長は、基本構想又は基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(議会への報告)

第 4 条 市長その他の執行機関は、市の基本的な施策に関する計画等を策定し、又は変更しようとする場合において、当該市の基本的な施策に関する計画等について案を公表し、市民等から意見を募集しようとするときは、あらかじめ、策定の目的又は変更の理由及びその概要を所管の常任委員会に報告しなければならない。

2 市長その他の執行機関は、実施計画又は市の基本的な施策に関する計画等の策定、変更又は廃止をしたときは、遅滞なく、これを議会に報告しなければならない。

(意見の申出)

第 5 条 議会は、市を取り巻く社会経済情勢の変化等の理由により、基本構想又は基本計画の策定、変更又は廃止の必要があると認めるときは、市長に対して意見を申し出ることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成20年6月12日から施行する。

附 則 (平成23年10月20日浜松市条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例施行に伴う内規

制定 平成 20 年 6 月 12 日

改正 平成 23 年 10 月 20 日

- (1) 第 2 条第 1 項第 5 号の計画等とは、浜松市パブリック・コメント制度実施要綱に基づいて、パブリック・コメントを実施するものをいう。(別紙浜松市パブリック・コメント制度実施要綱、別図を参考)
- (2) 第 4 条第 1 項に規定の報告は、素案の公表前及び修正案の公表前に行うものとする。
- (3) 第 4 条第 1 項の報告の取扱いについては、正副議長及び所管委員会の正副委員長の協議により定める。なお、施行後に内規を変更する必要がある場合は、議運等で協議する。

附 則

この内規は、平成 20 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 23 年 10 月 20 日から施行する。

浜松市パブリック・コメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関する基本的事項を定めることにより、政策形成過程における市民の行政参画の機会を提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすことで、行政運営の透明性の向上を図り、市民参加型の公平公正で開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **パブリック・コメント制度** 市の基本的な計画や条例等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く市民等に明らかにし、市民等からその政策に対する意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、その寄せられた意見等に対して市の考え方を公表するとともに、寄せられた意見等を考慮し実施機関の意思決定を行う一連の手続きをいう。
- (2) **実施機関** 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業管理者及び消防長をいう。
- (3) **市民等** 市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有するものその他パブリック・コメント制度に係る事案に利害を有するものをいう。

(対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象となるものは、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる政策の策定又は改定及び条例の制定又は改廃のうち次のもの（以下「政策等」という。）とする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画、指針を定めるもの
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（ただし、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認めるもの

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリック・コメント制度を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 政策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 政策等の策定に当たり、附属機関又はこれに類するものにおいて、意見聴取の手続が法令により定められている場合
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリック・コメント制度に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を決定する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリック・コメント制度の実施を要しないと認める

場合

(公表時期)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる政策等を策定しようとするときは、あらかじめ策定の意思決定前に相当の期間を設けて、案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、市民等が理解しやすいよう併せて次の各号に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 立案した際の実施機関の考え方及び論点
- (3) その他参考資料

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 浜松市広報紙への掲載
- (2) 浜松市ホームページへの掲載
- (3) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

3 パブリック・コメント制度の実施に際しては、第1項各号に掲げる方法により案件名等を事前に予告することができる。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、市民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から原則として30日以上提出期間を確保するものとする。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が必要があると認める方法

3 意見等の提出をしようとする市民等は、住所、氏名又は団体名及び電話番号を明示しなければならない。

(提出された意見等の取扱)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等について意思決定を行ったときは、最終案のほか、市民等から提出された意見等及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。

3 前項の案等の公表の際に、意見提出者の氏名その他の個人情報を公表する予定であることを明示しているときはその旨を公表するものとする。

4 公表については、第6条第1項各号に掲げる方法とする。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、パブリック・コメント制度を実施している案件についてその一覧を作成及び公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、案の公表日、意見募集期間、案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際現に立案過程にある政策等については、この要綱の規定は、適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続きを実施するものとする。

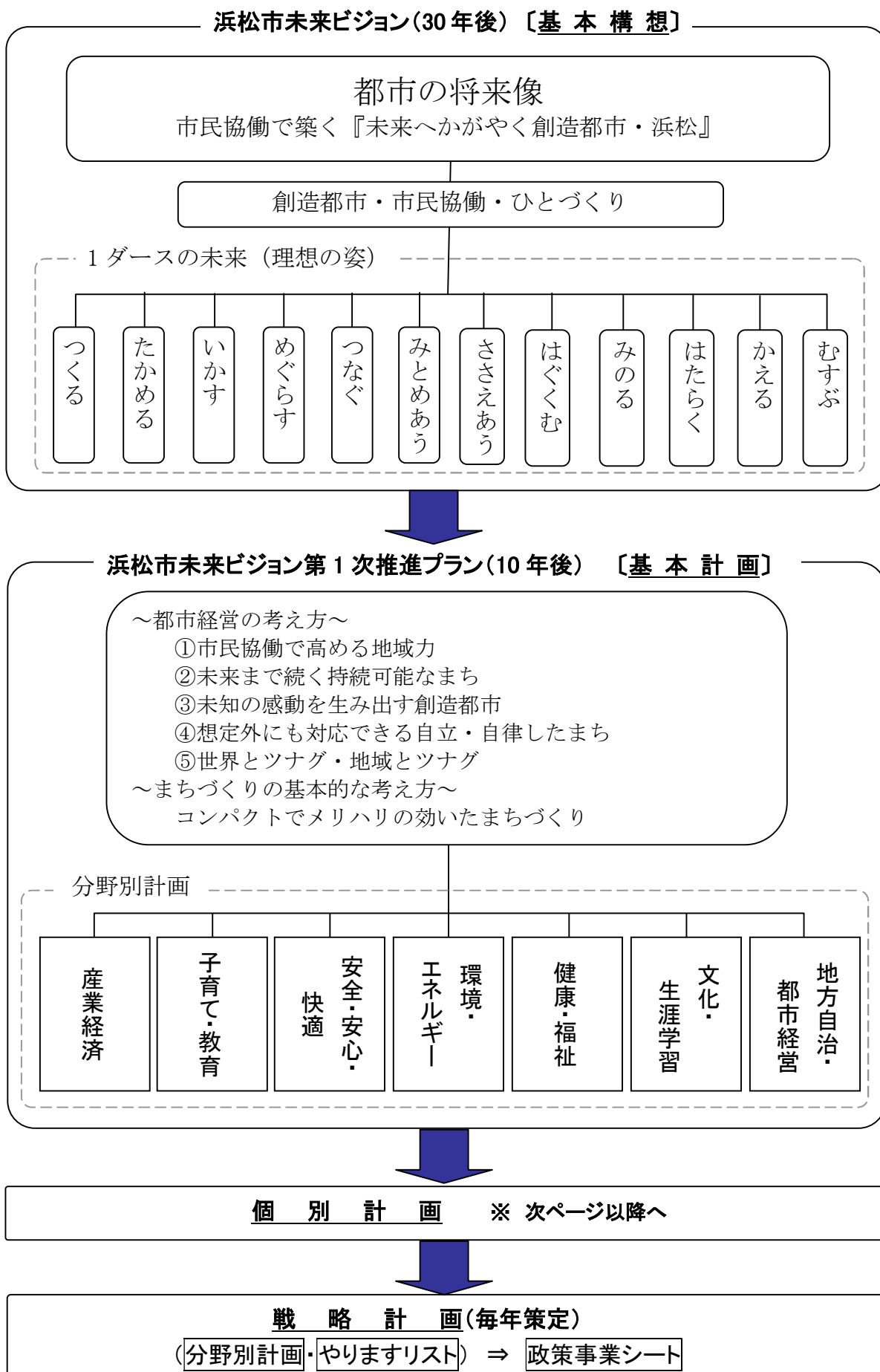
附 則

この要綱は、平成19年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

● 浜松市計画一覧（総合計画の体系～戦略計画の位置付け）



●個別計画一覧

分野	レベル			計画名称等	計画年度	内容
	構想	基本計画	実施計画			
産業経済		○	○	地域活性化総合特別区域計画(未来創造「新・ものづくり」特区)	H29～33	市街化調整区域の土地利用を進めるため、農地集約による企業参入の促進を図り、工業用地を確保して企業誘致を推進し、新産業の創出を目指す計画
	○			はままつ産業イノベーション構想	H23～	世界的企業やオンリーワン企業が生まれ育つ都市、新たな事業に挑戦する企業が集積する都市を目指し、経済の再生と持続的な発展を推進するための戦略ビジョン
		○	○	地域未来投資促進法に基づく浜松市基本計画	H29～34	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、本市の地域特性を活かした多様な事業に取り組む事業者を支援することで複合的な産業構造の構築と持続的な産業成長を目指す計画
		○	○	浜松市中心市街地活性化基本計画	H26～31	政令指定都市として県西部地域をはじめ、広く三遠南信地域の発展をも牽引する魅力ある中心市街地を実現するための計画
	○			浜松市観光ビジョン	H30～34	観光が地域の持続的発展を支える主要産業に位置付けられ、多様な主体による観光地域づくりにより市民が愛着や誇りを持てる都市を目指すための観光政策の指針
	○	○		浜松市農業振興ビジョン	H31～36	農業行政におけるマスタープランと位置付け、あるべき姿を示すとともに、体系的な施策の展開を図り、総合的、計画的に推進するための指針となる計画
	○	○		浜松農業振興地域整備計画	H21～30	農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業振興地域内の農用地利用に関する計画
	○	○		浜松市農村環境計画	H23～	農業地域の美しい景観や、そこに棲む生き物たちを取り巻く自然環境を守り育てていくために、地域の環境に総合的に配慮した農村整備事業の進め方を示す指針
	○			農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	H25～32	農業経営基盤強化促進法に基づき県が策定した基本構想に即し、地域の実情を踏まえて、本市の農政推進のための目標を取りまとめた構想
	○	○		浜松市水産業振興基本計画	H21～30	水産業に係る施策を総合的、計画的に推進するための指針となる、水産業部門における基本計画
	○			浜松市森林・林業ビジョン	H19～	森林の多面的な機能を高め、森林資源を有効活用するため、森林・林業のあるべき姿(将来像)や森林経営・管理の方向性などを明らかにしたビジョン
			○	浜松市地籍調査事業計画	H22～51	国土調査法に基づく調査、測量を行い、地籍の明確化を図る事業を効果的に実施するための計画
子育て・教育		○	○	浜松市子ども・若者支援プラン	H27～31	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の需要と供給、ひとり親家庭等の自立促進、社会生活をうまく送ることができない若者支援を総合的にまとめた計画
		○	○	第3次浜松市教育総合計画(はままつ人づくり未来プラン)	H27～36	教育基本法に基づき、教育振興のための具体的な政策・施策・取り組みを総合的・体系的にまとめた計画
安全・安心・快適			○	浜松市地域防災計画	S38～	災害対策基本法に基づき、本市の総合的な防災行政の整備と推進を図るための計画
			○	浜松市国民保護計画	H19～	国民保護法及び静岡県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護するため、措置及び実施体制等について定めた計画
		○	○	浜松市津波防災まちづくり推進計画	H26～56	津波防災地域づくりに関する法律に基づき、将来起こりうる津波被害を防止・軽減するため、本市の津波対策とまちづくりの具体的姿を総合的に定めた計画
	○	○		浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画	H27～31	市民協働で、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを、総合的かつ計画的に推進する計画
	○	○		浜松市空家等対策計画	H29～33	住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性がある空家問題に対し、市の取り組みを体系的に整理し計画的に推進するための計画
	○	○		浜松市消費者教育推進計画	H28～32	消費者教育の推進に関する施策を総合的かつ一体的に推進していくための基本指針
	○	○		浜松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	H27～42	都市計画法に基づき、都市計画区域を対象として広域的知見から定める都市計画の基本的な方針
			○	浜松市都市計画マスタープラン	H22～42	都市計画区域マスタープランに即して、市町村の範囲における地域に密着した都市計画の基本的な方針

分野	レベル			計画名称等	計画年度	内容
	構想	基本計画	実施計画			
安全・安心・快適		○		立地適正化計画	H30～56	都市計画マスタープランの一部として、都市再生特別措置法に基づき、市街化区域内の一定の区域に生活に必要なサービス施設や居住の誘導を図るための計画
	○	○		国土利用計画浜松市計画	H22～29	国土利用計画法に即して、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することで、安心して暮らせる地域社会の形成を目的とした計画
	○	○		浜松市景観形成基本計画	H21～	良好な景観を保全・育成・創出するための理念や目標、方針などを示す基本計画
	○	○		浜松市総合交通計画	H22～42	広大な市域を有機的に結び総合的な交通体系を構築するための交通計画
	○	○		浜松市耐震改修促進計画	H19～32	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県の耐震改修促進計画との整合性を図りつつ、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画
	○	○		浜松市住生活基本計画	H23～32	住生活基本法の理念や住生活基本計画(全国・県計画)に即して、市民の安全・安心で豊かな居住の実現に向けた施策を総合的かつ重点的に推進するための計画
	○	○		浜松市緑の基本計画	H22～31	都市緑地法に基づき、緑の現状や多様なニーズを踏まえ、緑地の保全や緑化の推進について、取り組むべき施策を定めた、「みどり」政策の基本となる総合的な計画
	○	○		浜松市のみちづくり計画	H29～38	道を「つかい・つくる・まもる」上での課題、「浜松市の将来像・関連計画等」および「市民ニーズ」を踏まえ、みちづくりの方向性、基本方針を設定し、平成29年度から10年間の整備予定箇所を示した計画
	○	○		浜松市交通安全計画	H28～32	国・県の交通安全計画に基づき、陸上交通の安全に関する長期的な施策の大綱及び交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
	○	○		浜松市自転車走行空間等整備計画	H25～	社会資本重点整備方針の主要事業「地域を支える道路関係事業」に自転車利用環境の整備が再掲され、この施策を総合的・計画的に推進するための計画
	○	○		浜松市川づくり計画	H25～34	近年の気候変動や社会情勢の変化を受け、今後の河川整備事業を効果的かつ効率的に推進するため、目指すべき河川整備の方向性を定めた計画
	○	○		水道事業中期財政計画	H27～36	水道事業の設備投資計画や事業運営の目標などを定め、経営基盤の強化及び経営の健全化を図るもので、中長期的視点から策定する計画
	○	○		下水道事業中期財政計画	H27～36	下水道事業の設備投資計画や事業運営の目標などを定め、経営基盤の強化及び経営の健全化を図るもので、中長期的視点から策定する計画
	○	○		浜松市水道事業ビジョン	H27～36	浜松市未来ビジョンが描く30年後の理想の姿の実現に向け、将来にわたり健全な経営と良好なサービスの提供を継続していくことができるよう、3つの基本目標と、今後10年間でその目標を達成するための8つの基本施策と16の実現方策を定めた計画
	○	○		浜松市下水道ビジョン	H21～36	浜松市未来ビジョンが描く30年後の理想の姿「どこでも安全、いつまでも安心、持続可能で快適なまちになっている」の実現に向けて、本市下水道事業を取り巻く社会環境の変化にも対応し、今後10年間の下水道が目指すべき姿及び今後の効率的な整備のあり方等を定めた計画
○	○		浜松市飲料水供給施設等基本方針	H27～36	飲料水供給施設と小規模水道施設の目指すべき姿及び取り組みの方向性を定めた計画	
環境・エネルギー	○	○		浜松市環境基本計画	H27～36	目指す環境の将来像を明らかにし、実現するための施策の基本的方向を示すことにより、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に展開するための計画
		○	○	浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	H29～42	市域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定める計画
		○	○	浜松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	H27～32	浜松市役所が、自らの事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減を目指すための計画
	○	○	○	生物多様性はままつ戦略	H25～34	市域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針や具体的な施策を定め、体系的・総合的に推進するための計画
		○	○	浜松市一般廃棄物処理基本計画	H26～40	一般廃棄物と生活排水の処理に係る基本方針や将来的な処理方法と処理施設の整備について具体的な政策を示し、廃棄物の適正な処理の実現を目指す計画
	○	○		浜松市エネルギービジョン	H25～42	再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、次世代のエネルギー社会システムを構築するための全体構想(中長期ビジョン)
	○	○		浜松市バイオマス産業都市構想	H26～36	バイオマスのエネルギー利用や関連産業の活性化、各種行政課題の解決などを目的とした構想

分野	レベル			計画名称等	計画年度	内容
	構想	基本計画	実施計画			
健康・福祉	○	○		第4次浜松市地域福祉計画	H31～35	市民と市の協働による地域福祉の推進のために福祉活動への住民参加促進を呼びかける計画
	○	○		浜松市人権施策推進計画	H27～31	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、「人権を尊重した心豊かで住みやすい社会の実現」を目標として、人権施策の方向性と事業を体系的に示した計画
	○	○		第3次浜松市障がい者計画	H30～35	障害者基本法に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的な推進を図るために定めた計画
		○	○	第5期障がい福祉実施計画・第1期障がい児福祉実施計画	H30～32	障害者総合支援法に基づき、本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保に関して定めた計画
		○	○	第8次浜松市高齢者保健福祉計画・第7期浜松市介護保険事業計画（はままつ友愛の高齢者プラン）	H30～32	かつてない超高齢社会の到来や人口減少など、高齢者を取り巻く状況変化を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる2025年度を見据えた計画
	○	○	○	第3次浜松市自殺対策推進計画	H31～35	自殺対策基本法に基づき、本市の自殺者の減少を目指すための計画
	○	○	○	第2次浜松市がん対策推進計画	H30～35	がん患者とその家族を含めた市民一人ひとりが、がんを正しく理解し、予防と早期発見に積極的に取り組むことを目指して定めた計画
	○	○	○	健康はままつ21（後期計画）	H30～34	「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「子どもの健やかな成長」を目標とした市民の健康づくりの指針
	○	○	○	第3次浜松市食育推進計画	H30～34	食育基本法に基づき、食を通じた健康づくりを総合的に推進するための計画
	○	○	○	浜松市歯科口腔保健推進計画（後期計画）	H30～34	市民の歯や口の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
			○	浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画	H26～	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や各発生段階における対策を定めた計画
文化・生涯学習	○			浜松市文化振興ビジョン	H21～	文化に関わる本市の目指すべき都市像を明示するとともに、文化振興のための全体的な施策のあり方を整理し、今後の文化振興の指針となるビジョン
		○	○	第2期浜松市スポーツ推進計画	H31～36	スポーツ推進の三本柱である、「するスポーツ」「見るスポーツ」「支える（育てる）スポーツ」の推進実現に向けた諸施策の展開等を示した計画
	○			浜松市生涯学習推進大綱	H21～	教育基本法における生涯学習の理念の実現を目指し、本市としての生涯学習を推進するための方向性を示す大綱
	○	○		浜松市図書館ビジョン	H30～40	知の拠点となる図書館の役割に対し、サービスや資料提供のあり方及び管理運営体制の基本方針を明確にしたビジョン
		○	○	第2次浜松市子ども読書活動推進計画（後期）	H29～33	子どもの読書活動を推進するために、施策の方向、推進・支援体制の整備、本市の重点目標などについて総合的に示した計画
地方自治・都市経営	○			浜北副都心構想	H21～	新市建設計画にて、浜北地域が都市機能集積ゾーンに位置付けられ、都心機能を補完する副都心として、整備のイメージや求められる機能などを定めた構想
	○	○		「創造都市・浜松」推進のための基本方針	H25～	創造都市の意義を明確にするとともに、目指す創造都市の姿や実現のための取り組みイメージを示すもの
			○	浜松市民間活力の導入に関する基本方針	H29～	官民が恒常的に対話を重ね、意思疎通を図ることや、「民間発」の意見や事業化提案が容易になる仕組み・プロセス等、本市の更なる官民連携推進を図ることを目的に策定した方針
	○	○		第2次浜松市多文化共生都市ビジョン	H30～34	「市民協働で築く、未来へかがやく創造都市・浜松」の実現に向けて、浜松型の多文化共生社会の実現を目指して策定した「協働」「創造」「安心」の3つの柱からなる計画
	○	○		第2次浜松市国際戦略プラン	H31～35	持続可能な発展を目指し、庁内横断的かつ官民の協働により国際分野に戦略的に取り組むための指針
	○	○	○	浜松市人材育成基本方針	H27～31	浜松市職員としての目指すべき職員像及び人材育成の方向性を示した基本方針
			○	○	浜松市定員適正化計画	H28～32

分野	レベル			計画名称等	計画年度	内容
	構想	基本計画	実施計画			
地方自治・都市経営	○	○		中期財政計画	H27～36	総合計画の財政的裏付けとして、一般会計、特別会計、企業会計を包括し、健全財政運営を維持するため、財政指標による計画目標を設定した計画
		○	○	浜松市公共施設等総合管理計画	H27～36	ハコモノ資産や道路・橋りょうなどのインフラ資産を含めた市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤
		○	○	浜松市公共建築物長寿命化指針	H30～	浜松市公共施設等総合管理計画に基づき、市民に安全で快適な施設の提供を行うことを目指し、公共建築物の長寿命化を図るための基本的な考え方をまとめた指針
		○	○	浜松市公共建築物長寿命化計画 ～一般施設～	H30～36	浜松市公共施設等総合管理計画及び浜松市公共建築物長寿命化指針に基づき、市が保有する公共建築物（一般施設）の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担の軽減・平準化と市民への安全で快適な建築物の提供を目的とする計画
		○	○	第2次浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン推進計画	H27～36	公共建築物のユニバーサルデザインについて、施設用途ごとに改修内容や優先順位などを決定し、既存施設のユニバーサルデザイン化を推進する計画
	○	○	○	新市建設計画	H17～32	旧12市町村が合併した後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進していくための基本方針と施策、事業を示した計画で、第1次浜松市総合計画に継承
	○	○		浜松市中山間地域振興計画	H27～36	過疎化、高齢化が進む中山間地域で、住民がいきいきと住み続けられるために重点化した施策を定めた計画
		○	○	浜松市過疎地域自立促進計画	H28～32	過疎地域（春野地域、佐久間地域、水窪地域、龍山地域）について、総合的かつ計画的な対策を実施する事によって、地域の自立促進を図り、住民の福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする計画
		○	○	第3次浜松市男女共同参画基本計画	H30～36	すべての人が差別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するための計画
		○	○	第2次浜松市ユニバーサルデザイン計画（U・優プランⅡ）第2期推進計画	H29～33	誰もが安全・安心で快適に過ごせる社会の実現を目的として、市、市民、事業者等が協働してユニバーサルデザインによるまちづくりを総合的に推進するための計画

■その他計画等一覧

◎宣言等（総合計画にとられない普遍的な理念を示すもの）

宣言名称等	計画年度	内容
浜松市民憲章	H23～	一人ひとりの幸せと、世界に広がる平和への願いを込め、輝く未来に向けて、市民としての憲章を定めたもの
浜松市平和都市宣言	H23～	輝ける未来を創造し、恒久的な世界平和に貢献することを誓い、浜松市が「平和都市」であることを宣言したものの

◎広域計画（他市町村の同意を得たもの）

計画名称等	計画年度	内容
三遠南信地域連携ビジョン	H20～29	三遠南信地域の将来像と今後あるべき連携の姿を示し、三遠南信地域の一体性を確保し、圏域内外に対して地域のポテンシャルを強くアピールするための指針